

議案第51号

福岡市情報公開条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市土地開発公社の解散に伴い、条例の適用対象となる実施機関から同公社を除外する必要があるによる。

福岡市情報公開条例等の一部を改正する条例

(福岡市情報公開条例の一部改正)

第1条 福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第39条第1項中「、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社」を「及び福岡市住宅供給公社」に改める。

(福岡市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第54条第1項中「、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社」を「及び福岡市住宅供給公社」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、福岡市土地開発公社（以下「公社」という。）の解散の日の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に福岡市情報公開条例又は福岡市個人情報保護条例の規定により公社がした行為及び公社に対してなされた行為のうち、市長が公社から承継した公文書に係るものは、これらの条例の規定により市長がした行為及び市長に対してなされた行為とみなす。